

Ⅱ 医療費や生活費に関すること

① 治療費の負担を軽くする制度

(1) 高額療養費制度

医療費の家計負担が重ならないよう、医療機関や薬局の窓口で支払う医療費が1か月（暦月：1日から末日まで）で上限額を超えた場合、その超えた額を支給する「高額療養費制度」があります。

ご自身が加入する健康保険より事前に「高額療養費限度額認定証」を発行してもらうことで、医療機関や薬局の窓口で限度額を超える部分を支払わずに済みます。

※入院時の食事代や差額ベット代はこの制度に含みません。

※上限額は、年齢や所得によって異なります。

多数該当については、過去12ヶ月以内に、高額療養費の支給に該当する月が3回以上あった場合に、1ヶ月の自己負担額の上限額が下がります。

世帯合算について（70歳未満の方の場合で、後期高齢者医療制度加入者を除く）同じ保険に加入している方（例：国保に加入している被保険者とそのご家族、協会けんぽに加入している被保険者とその家族など）が同じ月に21,000円以上複数の医療機関に支払った場合は、支払った金額を合算し高額療養費制度を活用することができます。

被保険者の方のみが複数の医療機関で21,000円以上支払った場合でも合算の対象になります。21,000円未満の支払い額は合算対象になりません。また、住民票上の世帯が同じであっても、加入している保険が別々の場合は合算できません。



70歳未満の方の自己負担の上限

適用（所得）区分		1ヶ月(1日～末日)の上限額	多数該当
ア	年収約 1,160万円～の方 健保：標準報酬月額83万円以上の方 国保：年間所得901万円超えの方	252,600円+ (医療費－842,000円) ×1%	140,100円
イ	年収約 770～約1,160万円の方 健保：標準報酬月額53万円以上79万円の方 国保：年間所得600万円超901万円以下の方	167,400円+ (医療費－558,000円) ×1%	93,000円
ウ	年収約 370万円～約770万円の方 健保：標準報酬月額28万円以上50万円の方 国保：年間所得210万円超600万円以下の方	80,100円+ (医療費－267,000円) ×1%	44,400円
エ	～年収約370万円の方 健保：標準報酬26万円以下の方 国保：年間所得210万円以下の方	57,600円	44,400円
オ	住民税非課税の方	35,400円	24,600円

70歳以上の方の自己負担

所得区分	自己負担限度額		多数該当
	外来 (個人ごと)	入院・外来 (世帯ごと)	
現役並み所得者Ⅲ (高齢受給者証の負担割合が3割) 年収約1,160万円～ 標準報酬月額83万円以上／課税所得690万円以上	252,600円+ (総医療費－842,000円) ×1%		140,100円
現役並み所得者Ⅱ (高齢受給者証の負担割合が3割) 年収約770万～約1,160万円 標準報酬月額53万円以上／課税所得380万円以上	167,400円+ (総医療費－558,000円) ×1%		93,000円
現役並み所得者Ⅰ (高齢受給者証の負担割合が3割) 年収約370万～約770万円 標準報酬月額28万円以上／課税所得145万円以上	80,100円+ (総医療費－267,000円) ×1%		44,400円
一般 年収約156万～約370万円以上 標準報酬月額28万円以下／課税所得145万円未満	18,000円	57,600円	44,400円
低所得Ⅱ 住民税非課税世帯	8,000円	24,600円	限度適応なし
低所得Ⅰ 住民税非課税世帯／年金収入年額80万円以下など	8,000円	15,000円	限度適応なし

(2) 医療費と介護費の合算

「高額介護合算療養費」制度とは、医療保険と介護保険のどちらも利用する世帯が、著しく高額な自己負担になる場合の負担を軽減するしくみです。医療保険と介護保険の自己負担を合算し限度額を超えた場合は、医療保険と介護保険の制度別に按分計算され、それぞれの保険者から支給されます。

対象となるのは1年間（毎年8月1日から翌年7月31日）に支払った自己負担額です。70歳未満の方と合算する場合は、1か月1件21,000円以上の自己負担額が対象となります。ただし合算できるのは健康保険組合からの高額療養費の給付金や自治体からの助成等を控除した後の金額です。また入院時食事療養および入院時生活療養の標準負担額は給付の対象になりません。

制 度	対象者（被保険者）	問い合わせ・申請先
組保管掌健康保険	健康保険組合に加入した会社に所属する社員とその扶養家族	各健康保険組合
全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ）	全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ）に加入した会社に所属する社員とその扶養家族	保険証に記載のある全国健康保険協会（協会けんぽ）各支部
共済組合	公務員・私立学校教職員等とその扶養家族	各共済組合
船員保険	船員とその扶養家族	全国健康保険協会 船員保険部
国民健康保険	自営業者・農業・退職した方など他のいずれの健康保険に該当しない方	各市町村
	国民健康保険組合を組織する業種で働く方とその世帯に属する方	各国民健康保険組合
後期高齢者医療制度	75歳以上の方 65歳以上で一定の障害の程度であることを市町村に申請し、後期高齢者医療広域連合から認定された方	各市町村又は後期高霊査医療広域連合事務局

問い合わせ先：加入している健康保険の窓口

〔執筆者〕 友愛記念病院 医療ソーシャルワーカー 渡邊 希代光

(3) 標準負担額減額認定証

家計状況で入院中の食費が減額される制度です。

住民税非課税世帯などの低所得者は、入院時食事療養費（通常1食460円）の自己負担額が減額されます。

食費の自己負担額

負担区分	食費（1食につき）
現役並み所得・一般の被保険者	460円
住民非課税等 区分Ⅱ 過去12か月の入院日数が90日以内	210円
住民非課税等 区分Ⅱ 過去12か月の入院日数が90日超（長期該当）	160円
住民非課税等 区分Ⅰ	100円

- ・区分Ⅱに該当する方
世帯員全員が住民税非課税である方のうち、区分Ⅰに該当しない方
- ・区分Ⅰに該当する方
住民税非課税世帯に属し、かつ所得が一定基準に満たない70歳以上の高齢受給者

<申請窓口> 本人が加入している医療保険の保険者

(4) 高額療養費貸付制度

医療費の自己負担額を一時的に借りられる制度です。

医療費が高額医療費の自己負担限度額を超える場合、医療費の支払いに充てる資金として自己負担限度額を超えた「高額医療費に相当する金額に近い金額（高額療養費支給見込み額の8割相当額）」を無利子で借り入れることができます。

<申請窓口> 本人が加入している医療保険の保険者

(5) 医療福祉費支給制度

妊産婦、ひとり親家庭（母子家庭・父子家庭）、重度心身障害者などの医療福祉受給者の方が、必要とする医療を容易に受けられるよう、医療保険で病院などにかかった場合の一部負担金相当額を公費で助成し、医療費の負担を軽減する制度です。

対象者の区分と要件

妊産婦	母子手帳の交付を受けた方で、妊娠の継続または安全な出産のために治療が必要となる疾病又は負傷の場合に限る
母子家庭	18歳未満の児童とその児童を監護又は養育している母 20歳未満の一定の障害児とその母 20歳未満の別に定める高校等の在學生とその母 父母のいない児童
父子家庭	18歳未満の児童とその児童を監護又は養育している父 20歳未満の一定の障害児とその父 20歳未満の別に定める高校等の在學生とその父
重度心身障害者	身体障害者手帳1・2級の交付を受けた方 身体障害者手帳3級の内部障害の交付を受けた方 知能指数が35以下と判定された方 身体障害者手帳3級かつ知能指数50以下の交付を受けた方 障害年金1級の対象となった方 特別児童扶養手当1級の対象となった方 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けた方

対象者の区分と自己負担

妊産婦・母子家庭・父子家庭	外来自己負担 1日600円（月2回限度） 入院自己負担 1日300円（月3,000円限度）
重度心身障害者	外来・入院の自己負担なし

- ・ 県内の医療機関を受診する場合…医療福祉費受給者証を医療機関の窓口へ提出します。
- ・ 県外の医療機関を受診する場合…医療保険の一部負担金を医療機関の窓口へ支払い、後日市町村担当課で払い戻しを受けます。

<申請窓口> 市町村担当課

(6) 一部負担金の減免制度

災害や失業などの特別な理由により、一時的に一部負担金の支払いが困難となった場合、医療機関や薬局の窓口で支払う一部負担金（医療費の自己負担限度額）の減額または免除をする制度です。減額または免除された一部負担金は、加入している医療保険者から支払われます。

<申請窓口> 市町村担当課

〔執筆〕 茨城西南医療センター病院 医療ソーシャルワーカー 岩瀬 祥枝

(7) ひとり親家庭の医療費助成

ひとり親家庭の親子が健康保険証を使って、病院や薬局などにかかったときに、窓口で支払う自己負担分の費用を一部助成する制度です。

茨城県内では、これを医療福祉費支給制度「マル福」と呼びます。

対象者	自己負担
(1) 配偶者のいない方で、(ア)、(イ) 又は (ウ) の児童を監護している方、及びその児童 (ア) 18歳未満の児童 (イ) 20歳未満の障がい児 (ウ) 20歳未満の高校在学者	外来自己負担あり (1 医療機関毎 調剤薬局は除く) 1日/600円 (月2回限度)
(2) 父母のいない児童で (1) の (ア)、(イ) 又は (ウ) に該当する児童	入院自己負担金あり (1 医療機関毎)
(3) (2) の児童を養育している配偶者のいない方	1日/300円 (月3,000円限度)
(4) 配偶者が重度心身障がい者マル福を受給している方で (1) の (ア)、(イ) 又は (ウ) の児童を監護している方、及びその児童	食事療養基準限度額

医療に関する給付は、医療保険に加入し、所得が一定以下という所得制限があります。

ただし、市町村によっては、「所得制限なし」、「マル福自己負担金の助成」、「対象年齢拡大」など独自に制度を拡充していますので、詳しくはお住まいの市町村の担当課にお問い合わせください。

〔執筆〕 友愛記念病院 医療ソーシャルワーカー 渡邊 希代光

(8) 障害者の医療費助成

「重度心身障害者医療福祉費支給制度（マル福）」

重度の身体障害・知的障害・精神障害者の健康保持増進及び福祉の向上、経済的負担の軽減を図るため、医療機関で保険診療を受けたときの医療費自己負担分の一部を助成する制度です。都道府県や市町村により対象者・助成の内容が異なります。自立支援医療など、他の公費制度による医療費の助成が受けられる場合は、そちらが優先されます。

＜申請窓口＞ 市町村の障害福祉担当課

(9) 精神障害者の医療費助成

精神障害の軽減、または重症化を防ぐことを目的に、精神疾患で継続通院が必要な方に対し、医療費の一部を公費で負担する制度です。自己負担金は原則として1割ですが、同一保険内の世帯所得に応じて一定の負担上限額が設けられます。

＜申請窓口＞ 市町村の障害福祉担当課

〔執筆者〕 株式会社日立製作所日立総合病院

医療ソーシャルワーカー 天池 真寿美

2 生活費を支援する制度

(1) 確定申告による医療費の控除

その年の1月1日から12月31日までの間に自己又は自己と生計を一にする配偶者やその他の親族のために医療費を支払った場合において、その支払った医療費が一定額（10万円）を超えるときは、確定申告をすることにより所得税が還付される場合があります。

＜申請窓口＞ 税務署

(2) 生活福祉資金貸付制度

低所得の世帯、介護が必要な方のいる高齢者世帯、障害者世帯等に対し、資金の貸し付けを行うことにより、安定した生活を送れるようにすることを目的とした制度です。使用する目的によって、貸し付け条件や限度額が決められています。負傷や傷病の療養に必要な経費を対象とした貸付や、一時的に生活困窮に陥った時の貸付、失業や減収により生計維持が困難になった時の貸付等があります。

<貸付資金の種類> 福祉資金・教育支援資金・総合支援資金・不動産担保型生活資金・小口生活資金

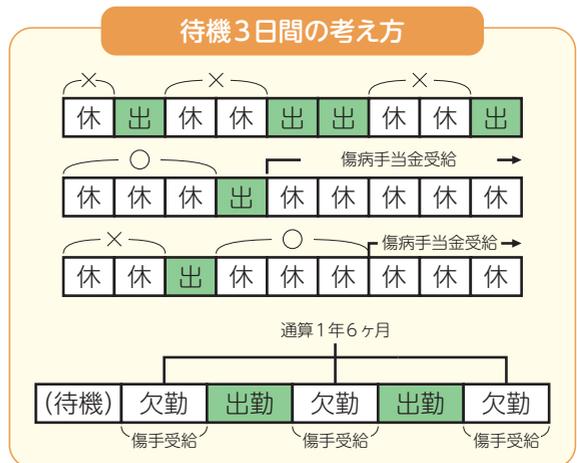
<貸付利子> 連帯保証人を立てる場合は無利子
連帯保証人を立てない場合は年1.5%

<申請窓口> 社会福祉協議会

(3) 傷病手当金

社会保険の被保険者が、病気やけがのために会社を休み、事業主から十分な報酬が受けられない場合に支給されます。

<支給内容> 傷病手当金は、病気やけがのために会社を休んだ日が連続して3日あったうえで、4日目以降に休んだ日に対して支給されます。支給期間は通算して1年6か月です。ただし、休んだ期間に事業主から傷病手当金よりも多い報酬額の支給を受けた場合は支給されません。



<支給される額> 1日あたりの金額：

支給開始日の12か月間の各標準報酬月額を平均した額 ÷ 30日 × (2/3)

<申請窓口> 本人が加入している医療保険の保険者

* 標準報酬日額を基準にするため、給与と所得者が対象であり、国民健康保険の加入者にはこうした制度はありません。

(4) 障害年金

病気やけがが原因で生活や仕事に支障をきたしたとき、障害給付として生活を保障するため年金が支給される制度です。給付を受けるときの障害等級は、重い方から1、2、3級となっています。がんの方の場合、各人の状況によって総合的に判断されますが、喉頭摘出や人工肛門の造設を受けた場合等、さまざま

な状態の方が対象になります。がんの治療によって全身が衰弱した状態や、日常生活や仕事に制限を受ける状態になった方等も対象となります。年金の障害等級は、身体障害者手帳の等級とは異なり、手続きも別に行う必要があります。

<給付内容> 初診日に国民年金に加入していた方は、障害基礎年金が支給され、厚生年金か共済年金に加入していた方は、障害基礎年金に加え、障害厚生年金か障害共済年金が支給されます。また、厚生年金か共済年金に加入していた方の場合、年金の対象にならない軽い障害でも、障害手当金や障害一時金が支給される場合があります。

<申請窓口> 初診日に国民年金に加入…市町村の国民年金担当課
初診日に厚生年金に加入…年金事務所
初診日に共済年金に加入…各共済組合

(5) 身体障害者手帳

病気やけがで一定の障害が残り、日常生活に制限を受ける場合に申請することができます。等級は1級から6級まであります。また、手帳を提示することで、障害の種類や程度に応じて各種控除や福祉サービスを受けることができます。

<対象となる方> 視覚、聴覚又は平衡機能、音声・言語又はそしゃく・嚥下機能、肢体不自由、心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸・肝臓、免疫機能障害と認定された方

<申請窓口> 市町村担当課

(6) 失業給付金

雇用保険の失業給付（基本手当）は、雇用保険の被保険者が離職した場合、条件はありますが求職活動中に経済的な支援を受けることができます。受給期間は離職日の翌日から原則1年間です。しかし、その間に病気等の理由により30日以上働くことができなくなったときは、その働くことができなくなった日数だけ、受給期間を最長3年まで延長することができます。

<申請窓口> ハローワーク

(7) 生活保護

生活に困っている人に対して、最低生活の保障と自立の助長を図ることを目的として、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行う制度です。

<保護の前提となる要件>

- ・不動産、自動車、預貯金等のうち、ただちに活用できる資産がない。
- ・就労できない、または就労していても必要な生活費を得られない。
- ・年金、手当等の社会保障給付の活用をしても必要な生活費を得られない。
- ・扶養義務者からの扶養は保護に優先される。

<支給の内容>

- ・年齢、世帯構成、地域別等を考慮し、最低生活費が計算され、支給されます。
- ・生活扶助、住宅扶助、教育扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助等が受けられます。

<申請窓口> 福祉事務所

[執筆者] 茨城西南医療センター病院 医療ソーシャルワーカー 岩瀬 祥枝